

公益財団法人山階鳥類研究所

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山階鳥類研究所（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する支給の基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、法律及びこの法人の定款に基づき、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 ここでいう常勤役員とは、当分の間「常勤の理事長」とする。

3 常勤の理事長の報酬は、月額260,000円及び賞与とする。

4 常勤の理事長の賞与の額は、報酬月額を4.0倍を年総額の上限とする。

5 常勤の理事長が1年以上在任して退任したときは、退職金を支給する。

6 常勤の理事長に対する退職金は、退任時の報酬月額に有給の勤続月数に12分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満は切り上げる。

7 常勤の理事長が在任期間中に、報酬額を調整により減額された場合の退職金の支給は、調整前の報酬月額に調整前の在任期間を乗じて得た額と、退任時の報酬月額に調整後の在任期間を乗じて得た額との合計額とする。

8 常勤の理事長が在任期間中に、有給から無給に変更したときは、その時点で退職金を支給する。この場合の退職金の支給割合は、前2項に準ずる。

9 この法人の評議員は無報酬とする。

10 この法人の監事は無報酬とする。

第3条の2 この法人は、定款に基づき、非常勤の理事長に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 ここでいう非常勤の理事長とは、非常勤かつ勤務実態のある理事長をいう。

3 非常勤の理事長の報酬は月額130,000円とし、通勤費は実績分を支給する。

4 非常勤の理事長に対しては、本法人報酬規程第3章（賞与）及び第4章（退職金）を適用しない。

（費用）

第4条 この法人は、役員及び評議員に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 この法人は、役員又は評議員から前項の費用について請求があった場合、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（報酬等及び費用の支払い方法）

第5条 報酬等及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人山階鳥類研究所の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 平成27年6月12日「第3条の2」を追加・施行する。

3 平成28年6月17日 第3条第3項及び4項を改定。